

告 示

埼玉県選管告示第四号

衆議院の解散により、衆議院議員総選挙が行われることとなつたため、令和八年一月二十四日から令和八年二月八日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和八年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳